

通報状況等により、原因物質を推定可能か

可能

原因物質に応じた防護措置

不可

レベルA防護措置

ただし、以下の場合には、状況を総合的に判断し、レベルの引き下げを考慮する。

- ・ 傷病者周辺の人に何ら症状が見られない
- ・ 開放空間で有毒ガスの滞留、噴出等がない

※補足

以下の場所で活動する場合には、タイプ1aを装着する。

- ・ 圧力のかかった有毒ガスや液体等がある
- ・ 有毒ガス等が噴出し、面体等に直接かかる

レベルB防護措置

以後、原因物質の推定状況や現場の状況に応じて、防火服の併用等、防護措置の見直しを図る。

また、活動隊員に何らかの異常が生じた場合には、緊急退避及びレベルの引き上げを考慮する。